

令和4年2月24日 開催

令和4年2月

奈半利町農業委員会総会議事録

令和4年2月24日  
奈半利町農業委員会

○ 令和4年2月奈半利町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月24日 午後1時30分
2. 開催場所 奈半利町役場2階第3会議室
3. 出席委員 ( 10名) 出席推進委員 ( 2名)
4. 欠席委員 ( 2名) 欠席推進委員 ( 名)
5. 事務局職員 ( 1名)

出席者

農業委員

○	1番	増岡正文	○	2番	岸上重雄	○	3番	竹崎 稔	◎	4番	津田修行
◎	5番	坂本年男	○	6番	安岡初恵	○	7番	大寺秀人	○	8番	和田守男
×	9番	林田耕一	○	10番	近森 茂	○	11番	山本克彦	×	12番	安岡敏伸

推進委員

○	1番	田中耕辞	○	2番	栞山雄一						
---	----	------	---	----	------	--	--	--	--	--	--

事務局

×	東野浩好	○	有光健太				
---	------	---	------	--	--	--	--

出席 ○ 欠席 × 署名委員 ◎

6. 議事日程

○ 議案

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用  
集積計画の決定について 2件 (4筆)

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

その他

7. 会議の概要 会議の概要について次のとおり

◇ 開 会 午後1時30分

○ 事務局

皆さんこんにちは、2月の総会を開催します。

出席委員は委員12名中10名の出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

次に、本日の議事録署名委員を私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、4番 津田委員と 5番 坂本委員にお願い致します。

本日の案件は、第1号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」が2件、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が3件となっております。それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、議案第1号について説明いたします。1ページをお願いします。

奈半利町長より令和4年2月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定が2件で4筆、合計面積は、3,131㎡です。

1ページから2ページにとりまとめ表を載せております。

農地につきましては、位置図と切図を3ページから4ページに添付しております。順番に説明します。

番号1番、貸付人「」さん、借受人「」さんによる新規の利用権設定です。申請地は2筆で、1筆目は字「」、地番「」、地目「田」、面積「1,032㎡」、2筆目は字「」、地番「」、地目「田」、面積「956㎡」です。

契約内容は賃貸借で、栽培作物は野菜類、契約期間は5年です。

続きまして番号2番、貸付人「」さん、借受人「」さんによる新規の利用権

設定です。申請地は2筆で、1筆目は字「 」、地番「 」、地目「田」、面積「890 m<sup>2</sup>」、2筆目は字「 」、地番「 」、地目「田」、面積「253 m<sup>2</sup>」です。

契約内容は使用貸借で、栽培作物はイモ類、契約期間は1年です。

以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。宜しくお願いします。

○ 議 長

ただいま事務局から説明のあった農用地利用集積計画の決定について、承認を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 議 長

それでは、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第2号の説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、議案第2号について説明いたします。資料の5ページをお願いします。「農地法第3条許可申請」が3件で7申請されております。6ページから調査書及び申請農地の位置図と切図を添付しております。

番号1番、譲渡人「 」さん、譲受人「 」さんの、贈与による所有権移転です。申請地は5筆で、1筆目は字「 」、地番「 」、地目「田」、面積「1,736 m<sup>2</sup>」、2筆目は字「 」、地番「 」、地目「田」、面積「946 m<sup>2</sup>」、3筆目は字「 」、地番「 」、地目「田」、面積「2,592 m<sup>2</sup>」、4筆目は字「 」、地番「 」、地目「田」、面積「2,911 m<sup>2</sup>」、5筆目は字「 」、地番「 」、地目「田」、面積「381 m<sup>2</sup>」です。

譲受人である「 」さんは下限面積の30aの要件を満たしており、三年三作

の計画も立てております。農用地について、現況と変わらない耕作を続けるので、周囲に影響はないと考えます。

続きまして番号2番、譲渡人「     」さん、譲受人「     」さんの、売買による所有権移転です。申請地は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「1,076 m<sup>2</sup>」です。

譲受人である「     」さんは下限面積の30aの要件を満たしており、三年三作の計画も立てております。農用地について、現況と変わらない耕作を続けるので、周囲に影響はないと考えます。

続きまして番号3番、譲受人「     」さん、譲受人「     」さんの、売買による所有権移転です。申請地は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「722 m<sup>2</sup>」です。

譲受人である「     」さんは下限面積の30aの要件を満たしており、三年三作の計画も立てております。農用地について、現況と変わらない耕作を続けるので、周囲に影響はないと考えます。

以上説明を行いました申請は、調査書から農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○ 議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。

それでは、許可することに賛成の方は挙手を願います。

○ 議 長

その他の案件で何かございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終わりたいと思います。皆さんお疲れ様でした。

◇ 閉 会 午後1時55分